

平成29年第3回定例会文教福祉委員会会議録

平成29年9月21日
10時00分～12時29分
第1委員会室

出席者氏名

山崎 孝一	委員長	岡部 賢士	副委員長
金剛寺 博	委員	山宮留美子	委員
坂本 隆司	委員	寺田 寿夫	委員
椎塚 俊裕	委員	福島 正明	委員

執行部説明者

教 育 長	平塚 和宏	健康福祉部長	足立 裕
教 育 部 長	松尾 健治	保険年金課長	吉田 宜浩
健康増進課長	宮田 研二	社会福祉課長	下沼 恵
こども課長	服部 一郎	高齢福祉課長	中嶋 正幸
教育総務課長	飯田 光也	生涯学習課長	大野 雅之
スポーツ・国体推進課	北澤 昌雄	指 導 課 長	小林孝太郎
学校給食センター所長	神永 健	教育センター所長	辻井 浩一
スポーツ・国体推進課長補佐	杉本 桂子 (書記)		

事 務 局

主 査 仲村 真一 係 長 矢野 美穂

議 題

- 議案第1号 龍ヶ崎市総合運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第10号 平成29年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第2号)の所管事項
- 議案第11号 平成29年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第14号 平成29年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第15号 平成29年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 平成29年請願第3号 教育予算の拡充を求める請願

山崎委員長

執行部の皆様、委員の皆様、おはようございます。

委員の皆様申し上げます。本日、傍聴の申し出がありますので、これを許可いたします。

ここで、傍聴者に一言申し上げます。会議中は静粛をお願いいたします。

それでは、ただいまより文教福祉委員会を開会いたします。

本日ご審議をいただきます案件は、今期定例会におきまして当委員会に付託されました議案第1号、議案第10号の所管事項、議案第11号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、平成29年請願第3号の7案件でございます。

これらの案件につきましてご審議をいただくわけですが、会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の審査に入ります。

議案第1号 龍ヶ崎市総合運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、執行部からご説明をお願いいたします。

松尾教育部長。

松尾教育部長

それでは、お手元の議案書1ページをごらんいただければと思います。

議案第1号 龍ヶ崎市総合運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本条例の改正の趣旨、概要でございます。

本条例改正案は、総合体育館の各施設を団体利用に供することに加え、個人利用にも供することにより生涯スポーツの振興を図ろうとするものでございます。また、今後整備予定のボルダリングウォールの利用に関する所要の規定を整備するものでございます。このため、施行期日を意味する条文から構成されます。よって、施行期日の別により2条で構成する、いわゆる2段ロケット方式の条例改正案としております。

具体的な説明を申し上げます。

まず、第1条でございます。第1条については、総合体育館の個人利用施設の拡大ということですが、新旧対照表1ページをごらんいただければと思います。

龍ヶ崎市総合体育館たつのこアリーナでございますが、個人で利用できる施設につきましてはサブアリーナが現在基本でございます。その上で、改正前はサブアリーナに空きがなく、かつメインアリーナに空きがある場合に限り、メインアリーナの利用を許可してまいりました。本改正では、1人でスポーツや運動をしている者の割合が増加している実態を踏まえまして、サブアリーナだけではなく、総合体育館の各施設については団体利用を基本としつつ、各施設に空きがある場合、当該空きのある施設について個人利用に供し、生涯スポーツの振興促進を図ろうとするものでございます。

これまで、サブアリーナがいっぱいで空いていれば、メインアリーナを使ってもいいということだったんですが、サブアリーナの空きの有無にかかわらず、その他の施設で空きがあれば個人利用してもいいですよという、より積極的なものにしております。このため、具体的には別表の第3、第1項、総合体育館たつのこアリーナの備考、第2項の見出しを、これまでのメインアリーナから個人利用の特例というふうに直させていただいた上で、第1号では個人利用できる施設として、改正前のメインアリーナに加えまして多目的室、柔道場及び剣道場を対象に追加するというものでございます。

そして、第2号では第1号の改正に伴いまして、各施設の利用料金を設定する必要がありますので、各施設ともサブアリーナの個人利用料金を適用するものとしてございます。

さらに、今回の改正にあわせまして施設利用時の保護者の規定を再整備しております。総合運動公園施設を一定年齢以下の者が利用する場合に保護者の同伴を必要とした規定を再整理しようというもので、保護者の同伴を必要とする趣旨、利用者の安全確保だったり、

あるいは施設の適正利用等の役割を担っていただくという保護者の適格性の観点から、これまでの高校生以上ではなく、年齢による規定、15歳以上中学生を除くというようなことに再整理をさせていただいております。そういったことで、別表第3、第1項の総合体育館の備考第5項、第2号では、プール利用時の保護者を高校生以上から15歳以上、中学生を除くというものに改正をさせていただいております。

それから、同じく別表第3の第2項、陸上競技場たつのこフィールドでございます。こちらは2ページのほうをごらんになっていただいたほうがわかりやすいかと思います。新旧対照表の2ページでございます。

備考の第1項及び第2項、こちらについては、たつのこフィールドを利用するときの保護者の規定でございますが、同様の趣旨で高校生以上から15歳以上に直させていただきます。

次に、第2条でございます。

こちらは、ボルダリングウォールに関する規定でございます。

別表第3、第1項、総合体育館の備考第3項の2号、3号をそれぞれ1号繰り下げた上で、第2号にボルダリングウォールの規定を追加いたしております。このボルダリングウォールの整備に関しましては、今後これから説明をいたします補正予算のほうに計上させていただいておりますが、その施設の利用に供するための所要の規定を今回整備しようとするものでございます。

具体的には、利用上の安全確保の観点から小学校3年生以下の児童の個人利用の場合に15歳以上の保護者の同伴を必要とするということ、さらに1人の保護者が同伴できる児童を2人以内としようとするものでございます。

あわせて、備考の第5項、第2号でございます。

こちらにつきましては、備考の第3項、第2号、ただいまのボルダリングウォールの規定を追加した関係で、ここで保護者の規定を入れましたので、5項の第2号については関連で文言を整理させていただいております。

続きまして、議案書の本編のほうでございます。2ページをごらんください。議案書本編の2ページでございます。

付則でございます。付則の施行期日です。付則の施行期日の1号では、同伴の保護者の規定でございます。こちらにつきましては、公布の日から施行すると、速やかに施行するというところでございます。

第2号につきましては、総合体育館の個人利用施設の拡大でございます。これについては、本年10月1日から施行したいということでございます。

そして、第3号、これは2条の規定でございますが、ボルダリングウォールの規定でございます。ボルダリングウォールの整備完了予定時期を考慮いたしまして、平成30年1月26日の施行といたしております。

説明については以上でございます。

山崎委員長

ありがとうございました。

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はございませんか。

山宮委員。

山宮委員

すみません、一つお聞きしたいんですけれども、15歳以上の保護者というふうにありましたが、これについては何か年齢確認等に対する証明書とかそういうのはどのように行なうのでしょうか。

山崎委員長

北澤スポーツ・国体推進課長。

北澤スポーツ・国体推進課長

年齢確認につきましては、これから指定管理者のほうと協議をしていくことになると思いますけれども、今のところ何か、身分証明書か何かで確認するようになると思います。

山崎委員長

山宮委員。

山宮委員

身分証明書とおっしゃいましたけれども、学生であれば学生証とかあるかと思うんですが、例えば高校生でないもう働いている方、免許証もないのかなった場合に、ちゃんと個人カードを持っていればいいですけれども、そういうのもないとなった場合にはどうしますか。

山崎委員長

北澤スポーツ・国体推進課長。

北澤スポーツ・国体推進課長

確認の方法につきましては、ちょっと検討させていただきたいと思います。

山崎委員長

山宮委員。

山宮委員

じゃ、しっかりその辺をきちんと考えていただいて、やはり皆さんが楽しめる、せっかくのボルダリングですので、何かそこだけでせっかく来たのに駄目ですよとなるのもちょっと可哀想な気がしますので、やる前にきちんと規定をしっかりつくっていただいて、こういうものが必要ですよというのを明確にさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

山崎委員長

そのほか、ございますか。

坂本委員。

坂本委員

すみません、個人利用の特例の関係なんですけど、積極的に個人でも使えるようにしようということで、すごくいい試みだと思うんですけども、ただちょっと気になったのが、例えば柔道場も今度個人で借りられるわけですよね、空いていればということですよ、それが個人で1人借りていました、空いているかなと思って来た人がまた個人で来たというときの対応というのは、どんな形になるんでしょう。

山崎委員長

北澤スポーツ・国体推進課長。

北澤スポーツ・国体推進課長

時間で、1時間、2時間、3時間まで一応個人で利用することが可能ですので、その時

間が、前の方が使っている時間が例えば1時間とすれば、それが終わった後に今度使っていただくというような。

山崎委員長
松尾教育部長。

松尾教育部長
補足させていただきます。

個人利用の場合、たとえば1人の方が来て利用させてくださいとって許可をして、その方が専属で使えるということではありませんので、最大3時間まで使えるんですが、多くの方で調整をしていただいた上で利用していただくということになりますので、広い施設を有効に使っていただくということですので、ご心配に及ばないということと理解していただければと思います。

山崎委員長
坂本委員。

坂本委員
ありがとうございました。

やっぱりそうですね、ちょっとその辺だけよく指定管理者のほうと調整をしていただいて、個人同士とかそういうのが来たときに広い施設で1人で使っているももったいないなと思ったので、ちょっと意地悪な質問しちゃいましたすみませんでした。

あと、もう一つです。これ、ほかの施設でも同じことだといえると思うんですけども、今15歳以上で子ども2人までよという話があるじゃないですか、ボルダリングとかももしかしてちょっと人気になってしまったときに、例えば子ども、そういう事情を知らないで初めて来る方もいると思うんですね。そういうときに、例えば3人連れてきてしまった場合の対応というのはどのようにされるんですか。

山崎委員長
松尾部長、お願いします。

松尾教育部長
こちらについても、具体的な運用につきましては指定管理者と詳細をこれから詰めなければならぬと思っております。例えば、1人で3人お連れになった場合に、一度に2人以上駄目だということですので、受付した上で順番に利用していただくと、それで最大2人の利用というようなことになるのかなというふうに思っておりますが、詳細について詰めさせていただければと思います。

山崎委員長
坂本委員。

坂本委員
ありがとうございます。

きっとそういうこともあると思いますので、その辺までちょっと十分注意していただきたいのと、あとはほかの施設でもそうなんですけれども、多目的室ですとかサブアリーナに関しても、常時誰かが見ているということではないと思うんですね、指定管理者の人が。だから、そうなるとう何人が来てどうのこうのと管理もちょっとしづらいでしょうし、例えば、ボルダリングについては小学3年生以下はできないのかな、できますよね、だけれど

も、その管理を、見ているというのがちょっと苦しくなるのかなと思うので、その辺も十分注意しながらしていただきたいと思います。

以上です。

山崎委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

このところは質疑でいろんなことが出ましたので、1点だけ確認をしたいんですけども、この新しくできるボルダリングウォールの、特に安全対策について徹底をお願いしたいということなんですけれども、この間の質疑の中でも、1回で入れる人数を10人程度に制限して、あと真下にはマットを引いて、待っている間そのマットの上には上がらない、そういうような安全ルールをつくと。それを説明した上でここを使用していただくというように答弁だったかと思うんですけども、これもただ10人といっても、ばらばらとこう10人が入ってきたのではこの辺の徹底もできないかと思うし、利用の時間も、先ほども1時間から3時間まであるので、この辺も統一して10人をきっちり入れかえてしまうとか、あと安全ルールをきちんとつくってそれをどのように徹底するか、その点だけちょっと伺いたします。

山崎委員長
北澤スポーツ・国体推進課長。

北澤スポーツ・国体推進課長

ボルダリングを利用する際には、シューズを履くことや登る順番を待つときにマットに上がらないことなど利用上のルールを定めるとともに、アリーナのスタッフから利用者へルールを説明した上で利用していただくことを予定しております。

山崎委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

わかりました。

そうすると、最初の時点ではこのボルダリングウォールを置いているところにとりあえず指導員が常時ついているような形になるのかということと、先ほどのその10名の入れかえの点とか、その辺をお聞かせ下さい。

山崎委員長
北澤スポーツ・国体推進課長。

北澤スポーツ・国体推進課長

当面の間はスタッフについていただきまして、そのルールを説明した上で、使い方に慣れるまでついていただくようなことで調整をしていきたいと考えております。

山崎委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

安全徹底、よろしく申し上げます。

以上です。

山崎委員長
椎塚委員。

椎塚委員

すみません、ちょっと1点だけ。

個人利用の特例ということでお話があったんですけども、メインアリーナの上のジョギングコースに関しては、どのような位置づけになっているのかちょっと確認させていただきたいんですが。

山崎委員長
北澤スポーツ・国体推進課長。

北澤スポーツ・国体推進課長

一応ジョギングコースということで利用可能になっているんですけども、2階の観客席の通路を、空いているときにそのジョギングコースとして使えるようなことで利用していただいているものでございます。

山崎委員長
椎塚委員。

椎塚委員

ちょっと確認したいんですけども、ジョギングコースというのは観客席の一部という捉え方でいいんですか、それとも一つの施設として考えていらっしゃるのか、ちょっとそこだけ確認させてください。

山崎委員長
北澤スポーツ・国体推進課長。

北澤スポーツ・国体推進課長

利用上は一応観客席へ入るための通路ということになります。

山崎委員長
椎塚委員。

椎塚委員

わかりました。

ちょっと課長にもお伺いしたんですけども、土日がほとんど大会で実際、事実上使えない状況で、個人で利用する場合ほぼ使えないような状況だということで、何人かの方から意見をいただいたものですから、一応ちょっと確認をさせていただいたんですが、その点についても何かちょっと改善点があれば、ほぼ年間を通して何かほとんど大会が入っているような状況ですので、その辺もちょっと、個人利用者の方にもその辺を勘案していただければと思います。意見として言わせていただきます。

山崎委員長
福島委員。

福島委員

質疑ともしかぶっているようなことがあればすみません。

まず、個人利用に関してということなんですけれども、ご説明の中で1人でスポーツされる方が増えてきているということでありますので、需要は見込んでいるということだろうと思うんですけれども、これまで個人で利用できないかという要望というものはどの程度あったんでしょうか。

山崎委員長

北澤スポーツ・国体推進課長。

北澤スポーツ・国体推進課長

その人数につきましてはちょっと把握しておりませんので、申しわけございません。

山崎委員長

福島委員。

福島委員

一定のそういう要望は今までもあったということでしょうかね。

山崎委員長

松尾部長。

松尾教育部長

私のほうから個人のスポーツが増えているというか、そういう傾向にあるということについて説明させていただければと思います。

第2次スポーツ推進計画策定の前段としまして、平成28年度に市民の意識調査を行っております。その意識調査によると、団体等のスポーツばかりではなくて、個人で日常的にスポーツ活動をしている方やそれに対する要望が非常に多くなっている、それが一番多いというようなことがありますし、実際に土日については、先ほど椎塚委員から出たようにメインアリーナ等はお陰さまで非常によく使われてはいるんですが、夏休み等の平日は意外と使われていない、逆にお子さんたちがサブアリーナに来て使えないというような状態にあるということですので、その辺上手に調整をしていければなというふうに思っております。

山崎委員長

福島委員。

福島委員

今までなかなか使ってみたいけれども使えないんだよなという方が実際市民の方でも多かったと思うので、上手に告知をして利用しやすいような形にさせていただければと思います。そういった中で、個人利用の枠を広げるということで、その利用者、人数の増加ですとか、あるいはその利用料金収入の増加というのほどの程度見込んでいるんでしょうか。

山崎委員長

北澤スポーツ・国体推進課長。

北澤スポーツ・国体推進課長

利用人数につきましては、夏休みなんかの子どもたちが休みの日にはサブアリーナの利

用ニーズが高く、利用できない時間帯も発生していることから、メインアリーナと多目的室はサブアリーナの個人利用を補う面がありますので、合わせて月に120人程度を見込んでおります。柔道場や剣道場につきましては、当面は利用人数は少ないものと思っております。

料金につきましては、今のところどのくらいになるかというのはちょっとわかりません。すみません。

山崎委員長
福島委員。

福島委員

ありがとうございます。

利用者人数の見込みに応じて料金収入も上がっていくという見込みなんだろうというふうに思います。話戻りますけれども、告知のほう、利用してみたいという方は本当に多いとは思っているので、上手に告知をして利用者を増やしていただきたいと思います。

続きまして、これもちょっと質疑とかぶっちゃうかどうかあれなんですけれども、このボルダリングウォールを設置するに至った経緯というのをご説明いただければと思います。

山崎委員長
北澤スポーツ・国体推進課長。

北澤スポーツ・国体推進課長

市内に野口啓代さんという世界的に有名なクライマーの方もいることから、市民の方からも市宛てにボルダリングウォールを設置してくださいというような要望も上がっております。

また、野口さんが子育てたつこのアクションのスペシャルサポーターの任命式に来られたときに、野口さん本人の口からも市長のほうにボルダリングを設置していただけないかというような要望も出ております。そういうこともありまして、今回設置することに至ったものでございます。

山崎委員長
松尾教育部長。

松尾教育部長

私のほうが若干補足させていただければと思います。

ただいまのような要望ということもございますが、スポーツ健幸日本一というものを掲げて生涯スポーツを振興、発展させていきたいという思いがあります。ちょうど茨城国体もありますし、東京オリンピック・パラリンピックもありますので、こういう機運を上手に活かして、市民の皆さんに日常的なスポーツ活動の取り組みについて意識啓発を図っていきたいと思いますが、やはりそれには何かの仕掛けが必要、きっかけが必要かと思えます。そういった意味で、特に龍ヶ崎市在住の野口啓代さんもいらっしゃいますことから、一つの目玉になるのではないかというような考えもございます。

以上でございます。

山崎委員長
平塚教育長。

平塚教育長

教育的な意義のほうからも、ボルダリングを考えると非常に子どもたちにとって、あれは集中力がないとできない、それからある程度の握力とバランス、調整力が非常に、見る感じには簡単そうで誰でもできそうなんですけど、ほとんどできないと思います。それができるようになったときの達成感だとか、そういった部分については、非常にお手本となるような人材が龍ヶ崎にいる、そうしますと、本市におけるこの教育的な資源としては非常に有効に活用できるのではないかという意味で、これについては推奨していこうというふうに教育現場のほうでも理解はいただけるものだと思って判断しました。

以上です。

山崎委員長

福島委員。

福島委員

教育と日常的なスポーツの振興という視点だということですが、これ野口さんというお話も出ましたけれども、本格的な競技者育成のような、本格的なボルダリング施設というのは視野には入ってはいないのでしょうか。

山崎委員長

松尾教育部長。

松尾教育部長

現時点では、これから先のものについては白紙でございます。先ほど来出ております安全面の確保ということでございますが、競技クライミングは3種類ご存じのとおりあります。スピードとリード、そしてボルダリングと。特にボルダリングの場合は、安全確保の観点のハーネス等必要とはしませんけれども、それ以外のものについてはハーネス等も必要ですし、専属のインストラクターや指導者の常駐というのが必須になってまいります。そういったことで、専用の施設、専用のスタッフの確保ということがやはり課題なのかなと思っておりまして、現時点としてはまだ白紙という状態というふうに考えていただければと思います。

山崎委員長

福島委員。

福島委員

せっかく龍ヶ崎からそういった世界的な選手が出ていますので、費用の問題もあるにしても、その本格的な競技者育成とか大会が開けるようなものも考えてみてもいいのかなと思いますので、検討していただければと思います。

以上です。

山崎委員長

ほかにありませんか。

山宮委員。

山宮委員

すみません、一つだけ。

このボルダリングができたときには、きっといろいろな市町村からたつのこの大型遊具のように来られる方がちょっと想像できるんですけども、やはりそのときの安全面とい

うか、チケット配らないとできないぐらいにもしかしたら大人も子どもも来るのではないかなというふうに思うんですけども、その辺の対応についてはどうなんでしょうか。

山崎委員長

北澤スポーツ・国体推進課長。

北澤スポーツ・国体推進課長

当面の間はスタッフについていただくというのを基本に考えていきたいと思っておりますけれども、巡回などにつきましても強化していくようなことで、これから指定管理者のほうとも調整をしていきたいと思っております。

山崎委員長

山宮委員。

山宮委員

よろしくお願いいたします。

以上です。

山崎委員長

ほかにございませんか。

岡部委員。

岡部委員

1点だけ、先ほど龍ヶ崎市の野口選手の話出まして、多分そこが本当にきっかけでこの今回の事業もできたんだと思うんですけども、オープニングイベントでは呼ぶなんていう話はありませんが、今後のかかわり方というところで、どのように、ある程度話がついているところがあればお伺いしたいんですが。

山崎委員長

北澤スポーツ・国体推進課長。

北澤スポーツ・国体推進課長

野口さんは世界的に活躍されている方なので、なかなか日程を調整していただくのが困難な面もございますけれども、何かお願いするようなことがあればできるだけ連絡をとらせていただいて、協力していただければと考えております。

山崎委員長

岡部委員。

岡部委員

まだ現役でバリバリやっている選手なので、確かになかなか時間的なところの制約することはできないと思うんですけども、ただ多分今すごく良好な関係を築けているんだと思いますので、今後長いスパンで見ると野口選手がいるということは本当に大きな龍ヶ崎の魅力になると思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

山崎委員長

ほかにございませんか。

別がないようでございますので、採決いたします。

議案第1号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

山崎委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第10号 平成29年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第2号）の所管事項について、執行部から説明願います。

松尾教育部長。

松尾教育部長

それでは、別冊の5ページをお開きいただければと思います。

平成29年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第2号）の5ページでございます。

第2表、継続費補正の追加でございます。教育費、保健体育費のたつのこアリーナ照明LED化等事業を追加いたしたいと思っております。総額で7,937万9,000円、年割額で平成29年度3,208万2,000円、30年度で4,729万7,000円というものでございます。

工事の概要でございます。メインアリーナ、柔剣道場、プールの照明につきまして全てLED化にしたいと思っております。それから、アリーナの照明制御装置を更新したいということ、3点目としまして、アリーナの風除室の屋根の防水、内部の塗装をしたいということでございます。おおむね平成29年度中については前払金相当額の予算ということでございます。

工事期間としましては、本年10月以降設計に入って、12月下旬には設計を終えたいと思っております。そして、工事については1月から6月の中旬程度を予定しております。

現場でございますが、来年4月から6月の中旬程度を予定しております。この間一部クローズになる期間があるというふうに思っております。そして、6月の中旬以降予定されております中学校体育連盟の総合体育大会や、8月に予定されております茨城国体のプレ大会、柔道の関東ブロック大会、こちらに備えていきたいということでございます。

なお、現在メインアリーナで使っております水銀灯については、数年以内に製品が市場からなくなるということがありますので、そういったものを踏まえております。さらに、今後予定されます柔道の関東のブロック大会や国体に先じて整備をしていきたいということでございます。

それから、その下でございます。

第4表、地方債補正、変更でございます。所管事項としまして下から2番目です。体育施設整備事業3,690万円の限度額を6,260万円に、2,570万増額しようとするものでございます。増額の1点目としましては、当初予算で計上しておりますサブアリーナ天井改修のうち、単独事業の起債の充当率が75%から90%に引き上げられたことに伴いまして170万円ほど増額になります。

もう一つ、ただいま継続費で説明申し上げました、たつのこアリーナ照明LED化等事業に伴いまして2,400万円を追加します。これら2つの追加がありますので、既存の3,690万を6,260万円に限度額を引き上げようとするものでございます。

続きまして、8ページ、9ページをごらんください。

足立健康福祉部長

よろしく申し上げます。

まずは歳入です。8ページ、9ページです。

まず、上から3番目の低所得者保険料軽減費です。これは、介護保険料の軽減にかかわるものです。消費税の増税の見送りに伴いまして、低所得者の第2段階、第3段階の軽減が行われます。第1段階、これが、第1段階というのが生活保護世帯か世帯収入が非課税、

または本人の収入が80万以下ということで一番低い収入です。これにつき、これまでと同様、軽減したために国庫負担金の減額をするものです。国の負担額は2分の1です。

次に、一つ置きまして保育所等整備交付金です。今年度しらはね保育園で施設改修工事を予定しておりました。当初は国の補助金であるこの保育所等整備交付金を活用する予定でありましたが、茨城県との重ねての協議の結果、県の安心こども支援事業費を活用することとなりました。そのようなことから、事業費の組みかえによりこれを減額しようとするものです。

その下の母子家庭等対策総合支援事業費です。これは、ひとり親家庭の就業促進のための給付事業費ですが、申請者が年度途中増えましたために増額補正をしようとするものです。詳しくは歳出のほうでご説明いたします。

次に、三つ置きまして認定こども園施設整備交付金です。今年度竜ヶ崎幼稚園で施設改修工事を予定しておりました。当初は国の認定こども園施設整備交付金を活用する予定でありましたが、こちら先ほどご説明しましたように県の安心こども支援事業費を活用することとなりましたために減額しようとするものです。

次に、その下の低所得者保険料軽減費です。こちらは、介護保険料の軽減にかかわる県負担分です。先ほどの国庫負担金でご説明したような理由から県の負担金も減額しようとするものです。負担割合なんですけど、この後の特会でもよく出てくるんですけど、介護保険料、この保険料につきましては50%が公費負担です。そのうちの、公費負担のうち50%の25%が国の負担です。残りの12.5%、これが県と市の負担です。残りの50%なんですけど、1号保険者、65歳以上の方は残りの50%の22%を支払っています。私たち40歳から64歳の保険料は28%、これを念頭に置きまして今後ご説明させていただきたいと思えます。

次に、その下の地域医療介護総合確保基金事業費です。これは、3カ所の介護施設整備に係る開設準備経費等の支援事業です。詳細は歳出のほうでご説明いたします。

次に、その下の多子世帯保育料軽減事業費です。茨城県では、昨年度から3歳未満児の第3子に対して、国の多子世帯軽減事業の所得限度額を上回って対象児童の保育料を無償化しておりました。今回その軽減額をさらに広げようとするものです。詳細は歳出のほうでご説明いたします。

次に、その下の安心こども支援事業です。こちらが、先ほどご説明いたしましたしらはね保育園、竜ヶ崎幼稚園の施設改修工事の補助金です。県との調整により国の2種類の補助金からこちらの補助金に予算を組みかえようとするものです。

次に、その下の保育対策総合支援事業費です。これは、県の支援事業で保育士の負担軽減を図るために保育士の資格の有無にこだわらず人材を確保しようとする事業です。詳細は歳出のほうでご説明いたします。

次のページをお願いします。10ページ、11ページです。

松尾教育部長

一番上でございます。オリンピック・パラリンピック教育推進事業費、こちらについては県の委託事業でございまして、10分の10、17万5,000円ということでございます。オリンピック・パラリンピック推進の普及啓発に関する事業でございまして。

それから下のハコ、市債のところの下から2番目でございます。保健体育債の体育施設整備事業債、先ほど申し上げたとおりでございますが、当初予算で計上しましたサブアリーナ天井改修の単独事業分の起債充当率の変更で170万円の追加、そしてメインアリーナ等のLED化工事等の新規追加分で2,400万、合計2,570万の追加変更でございまして。

続いて、14、15ページをごらんください。

足立健康福祉部長

14、15ページです。

一番下の段の民生費です。

はじめに、各事業に職員給与費の補正が随所に出てきますが、これは政策的なものではなく、今年4月の職員の定期人事異動に伴う人件費の増減の調整分ですので、今後簡素に、もしくは省略させていただき、特に職員給付費以外の部分についてご説明をこれから続けていきたいと思っております。ご了承いただきます。

一番下の国民健康保険事業特別会計繰出金 363 万 6,000 円の増額です。これは、国民健康保険事業担当職員の人事異動に伴い職員給与等に変更があったために、その分を一般会計から国保特会へ繰り出したものです。

次のページをお願いいたします。16 ページ、17 ページです。

上から2番目の介護保険事業特別会計繰出金 3,807 万 6,000 円の減です。これは、低所得者保険料軽減負担金繰出金の影響です。軽減をする階層が一部に限定されたために生じたものです。詳しくは特別会計でご説明いたします。

次に、その下の後期高齢者医療事務特別会計繰出金 950 万 6,000 円の減額です。これは、後期高齢者医療事務担当業務職員の人事異動に伴い給与等に変更があったため、その人件費の調整分です。

次に、その下の介護施設等整備事業費支援事業 6,520 万 5,000 円、これは介護施設整備の際に開設6カ月の期間に要した事業費、使用料、賃借料、備品購入費、報酬、給与等が対象となる市の事業支援費です。内訳は、特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能ホーム、おのおの1施設です。合計3施設です。財源は県の支出金です。

次に、その下の3件は人事異動に伴います人件費の調整ですので、省略させていただきます。

次に、01034100 障がい児支援サービス事業特別会計繰出金です。これは、つぼみ園の職員の人事異動に伴い職員給与等に変更があったため、その人件費の調整分を一般会計から当該特別会計へ繰り出したものです。

次に、子ども子育て支援事業です。報酬は、今年度に入り民間保育所から要望が強い発達障がい児への保育指導について、療育指導員の循環指導を計画いたしました。その人件費です。補助金の保育所等施設整備事業は、年度当初から竜ヶ崎幼稚園、しらはね保育園、この2園の施設改修工事を予定しておりましたが、その後県との重ねての協議の結果、この後ご説明いたします幼稚園振興助成事業との間で一部予算の組みかえを行おうとするものです。そのようなことから、こちらの事業費は増額変更となっております。国・県の補助もありますが、市の負担割合は4分の1です。

次に、保育対策総合支援事業です。補助金の保育体制強化事業につきましては、今年度県の新規事業で保育士の負担軽減を図るために、保育士資格の有無にかかわらず子育て経験者を雇用し、給食や寝具の片づけ、施設の清掃などを行うなどの人件費に対する補助です。10の保育園を予定しております。

次に、高等職業訓練促進事業費です。この補助金につきましては、ひとり親家庭の就業促進のため保育士、看護師などの資格取得に係る高等職業訓練給付金申請者が年度途中でさらに2名増えたために、増額補正をしようとするものです。

その下の職員給与費は、八原保育所の人事異動に伴うものです。

一番下の公立保育所管理運営費は、次のページでご説明させていただきます。

18 ページ、19 ページです。

報酬、旅費とも八原保育所の給食用調理用務士の人事異動に伴う嘱託員雇用に係る人件費です。

次に、多子世帯保育料軽減事業です。この事業は県の補助事業で、昨年度から3歳未満の第3子に対して国の多子世帯軽減事業の所得限度額を上回って対象児童の保育料を無償化としておりました。本年度はさらに対象児童を拡大し、一定所得以下で保険料が全額負担となっている3歳未満の第2子の保険料を全額ではなく2分の1にしようとすることで増額するものです。

次の生活保護相当の職員給与費は人事異動に伴います人件費の調整です。

次の生活扶助費なんですが、まず生活扶助費 13 億 5,000 万ほど昨年度はあったんですが、13 億 5,000 万の生活保護費は4分の3が国の補助でこれまで賄っております。残りの4分の1が市の負担ということで、国が約10億、市が3億5,000万支出しております。

それでは、次の生活扶助費の償還金利子及び割引料です。これは、生活保護の第73条、これは居住地が龍ヶ崎市にないか、または明らかでない被保険保護者について市町村が支払った保護費、つまり4分の1です、その4分の1の金額を県が負担すると規定されています。住所がない者は4分の1、市ではなく県が支払うということが生活保護の73条です。なのですが、今年度に入り被該当者1名について、その73条に該当しない期間があることが1名判明されたために、当該期間の保護費を県に償還するものです。

次に、災害援護事業です。東日本大震災により被害を受けた方に対して貸しつけた災害援護貸付金が繰上償還されたことに伴い県に対して償還するものです。1件分170万円です。

次に、保健衛生費です。賃金ですが、健康増進課において長期休暇に入る職員がおりますために、臨時職員の賃金を計上するものです。

次に、成人保険事業です。当初嘱託職員として看護師の雇用を予定しておりましたが、有資格者ではなく窓口業務専門嘱託員を雇用したことから、報酬から賃金に予算項目を変更いたしました。

需用費は保健センターの年間行事予定表の配付不足、不足分の印刷代です。

次に、健康づくり推進事業です。当初、てくてくロードマップというものがありませんでした。この更新のためにこちらの事業で委託料として作成費用を計上しておりましたが、このマップを更新するだけじゃなくて、下段にあります健幸マイレージ事業の中で、健康ウォーキングマップとしてこれまで市でウォーキングマップ等の地図が4種類ほど別々にありました。そのウォーキングマップを1冊に取りまとめて冊子として作成を委託しようとするものです。そのようなことから、事業費の委託料につきましては、こちらは減額となります。

備品購入費につきましては、機能に不具合が生じておりました保健センターと2カ所のコミュニティセンターの血圧計です。経年劣化により修理不可能となりました。そのようなことから購入しようとするものです。

次に、健幸マイレージ事業です。6月の定例議会でご承認をいただいた事業ですが、龍ヶ崎健幸マイレージ制度、これをよりよいものにしようと思ひまして、その後、庁内関連各課でその後も集まり、スポーツ健幸都市に向け策を練っております。その一環として、事業の開始を機に健幸マイレージウォーキング大会を企画いたしました。需用費、役務費はそのイベントにかかわる経費でございます。

次のページをお願いします。21、22ページです。

この委託料、健康ウォーキングマップ作成は、先ほどご説明申し上げましたてくてくロードマップの更新にとどまらず、健幸マイレージ事業の開始に伴い装いを新たにウォーキングマップを1冊、冊子としてまとめようとするものの経費でございます。

一つ置きまして、職員給与保健センターは人事異動に伴います人件費の調整です。

続きまして、26、27ページをお願いいたします。

松尾教育部長

ここから、教育費となります。

一番上、教育委員会費でございます。旅費につきましては、教育委員の交代がございまして、費用弁償の額に差が出ましたので、2万4,000円ほど追加をしております。

教育長給与費からそれぞれ各職員の給与費につきましては、先ほども説明があったとおり定期人事異動等に伴う調整が主でございますので、説明については割愛をさせていただきます。

中ほどよりちょっと下、オリンピック・パラリンピック教育推進事業でございます。新規でございます。県の委託事業で、財源については10分の10の17万5,000円という説明をさせていただきましたが、歳出の中身につきましては報償費でオリンピックの謝礼、講師謝礼ということで、11万ほど計上しております。

そして、需用費ではオリンピック・パラリンピックの関係の書籍、教材として6万5,000円を計上させております。この事業の実施校でございますが、龍ヶ崎西小学校において、本年12月頃を目標に現在準備作業を進めているというふうに伺っております。

小学校費でございます。小学校管理費162万9,000円の増でございます。報酬については用務嘱託員の1名でございます。旅費は用務嘱託員の費用弁償でございます。

それから、一つ飛びまして小学校施設整備事業でございます。1,604万2,000円の増でございます。工事請負としまして城ノ内小学校視聴覚室改修工事とありますが、来年度、平成30年度のクラス数の予想から2クラス増までを対象とできるように、視聴覚室を改修して普通教室に改造しようとする経費でございます。1,272万3,000円です。

その下、駒馬台小学校校舎避雷針改修工事、こちらにつきましては、避雷針の経年劣化破損に伴う交換でございます。331万9,000円でございます。

次ページをごらんください。

次ページの一つ飛びまして中学校管理費でございます。こちらにつきましても小学校と同様、用務嘱託員1名の報酬と費用弁償でございます。

足立健康福祉部長

中段になります。

幼稚園振興助成事業です。補助金の認定こども園施設整備事業ですが、こちらが先ほどご説明しました子ども・子育て支援事業との間で一部予算の組みかえをした事業です。今年度竜ヶ崎幼稚園の施設改修工事に当たり、保育所部分、竜ヶ崎幼稚園の認定こども園部分はぶどうの木という名称です。保育所分ぶどうの木の補助金を子ども・子育て事業に組みかえるために減額補正をしようとするものです。

松尾教育部長

続きまして、社会教育費でございます。人件費の下でございます。文化財保護費791万1,000円です。賃金につきましては臨時職員1名分でございますが、埋蔵文化財の届け出の受け付け、それから試掘調査等の件数が非常に多く、これに対応するための臨時職員でございます。

委託料でございます。こちらにつきましては、国指定重要文化財であります金龍寺所蔵の絹本著色十六羅漢像の掛け軸の複製でございます。全体で16幅ありますが、今回の補正では4幅分として666万円を計上いたしております。

その下、文化芸術普及事業でございます。負担金補助交付金の交付金でございます。文化芸術普及事業としまして15万円を計上しております。文化協会の所属団体の活動に対して1団体当たり上限を3万円とするもので、当初予算で計上しておりますが、不足分について計上しております。5団体を見込んでおります。

その下、図書館管理運営費でございます。工事請負費の正面はり部分外壁改修工事455万8,000円でございます。現在の図書館の外壁をごらんいただくとわかるかと思いますが、外壁タイルの一部に浮きや剥離が見られますので、こちらを剥離した、剥がした上で塗装をしようというような内容でございます。

その下、保健体育費となります。職員給与費は割愛させていただいて、31ページのほうをごらんください。

31ページの一番上でございます。国体開催費、賃金でございます。85万4,000円、2019年茨城国体を控えまして業務量が増加しております。このため、臨時職員半年分、6カ月分を計上させていただきたいと思っております。

その下、総合運動公園等管理運営費でございます。73万3,000円のマイナスでございます。

まず、需用費でございます。こちらは陸上競技場用の消耗品でございます。10万6,000円追加でございます。

工事請負費でございます。たつのこアリーナ照明制御装置更新工事976万1,000円の減額でございます。これについては、前倒しで総合体育館等のLED工事等を行うことになりましたので、そちらと含めた一体で施工しようということで、その下の総合運動公園リニューアル事業のほうにこれは振りかえてございます。そういったことのマイナスです。

その下です。たつのこアリーナ流水プール、気流ポンプ交換工事404万円、たつのこアリーナポンプユニット制御盤交換工事315万7,000円、いずれも経年劣化の対応でございます。

備品購入費でございます。陸上競技用の備品の不足対応でございます。172万5,000円です。

次の総合運動公園リニューアル事業3,635万9,000円でございます。報償費でございます。報償費につきましては、ボルダリングウォール施設の完成時のイベントの謝礼といたしまして10万円を計上しております。

需用費につきましても、ボルダリングウォールの完成時の展示用パネル、それから横断幕等として7万3,000円を計上しております。

委託料でございます。たつのこアリーナ照明LED化工事実施設計、新規でございます。55万1,000円。それから工事請負としまして、同じく照明LED化工事で2,953万1,000円、同じく風除室の改修工事で200万円、ボルダリングウォール設置で345万6,000円でございます。このうち、委託料の実設計費55万1,000円、それからたつのこアリーナの照明LED化工事2,953万1,000円、同じく風除室改修200万円、こちらが継続費の対象でございます。

備品購入費でございます。ボルダリング用のマットでございます。おおむね規格としては幅7メートル、奥行2.5メートル、高さで30センチのものを予定しております。64万8,000円の計上です。

その下につきましては人件費でありますので、説明については割愛をさせていただければと思います。

一般会計の説明については以上でございます。

山崎委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はございませんか。

金剛寺委員。

金剛寺委員

すみません、じゃ、ちょっと何点かだけ、ポイントだけ伺いたいと思います。

まず、17ページの01033000の介護施設等整備支援事業で、6,520万5,000円ですけれども、今の説明で、介護施設の3施設に対しての交付金ということでしたけれども、具体的な介護施設名と金額の内容についてお願いいたします。

山崎委員長

中嶋高齢福祉課長。

中嶋高齢福祉課長

補助金につきましては、介護施設等の施設開設に伴います準備経費となります。対象の経費といたしましては、先ほど部長のほうからもご説明がありましたが、開設前6カ月の期間に要した需用費、使用料、賃借料、備品購入費、報酬、給与等となっております。

ます。

こちらでございますが、財源といたしましては地域医療介護総合確保基金というようなことございまして、拠出割合につきましては国が2、県が1、市の持ち出しはございません。

ご質問の対象施設の名前と場所でございます。まず、特別養護老人ホームですが、リカステというような名称でございます。場所が給食センター第1調理場の東側になってございます。こちらにつきましては、全ての単価が基本単価で62万1,000円というようなことなんです、特別養護老人ホームの定員が80名というようなことで、そちらを掛けまして、4,968万というような内訳となっております。

次に、認知症の高齢者のグループホーム、仮称でございますがレインボーというような施設となります。こちらが柏ヶ作というような地名でございまして、場所的には流通経済大学の下というようなところでございます。こちらも先ほど単価のほうは共通だというように申し上げたんですが、定員が18名というようなことで、1,117万8,000円というような状況でございます。

そして、もう一つの施設でございます。小規模多機能型居宅介護支援事業所、こちらも仮称でございますがヒトシズクというような名称でございます。立地場所に関しましては、カスミの龍ヶ岡店の北側というようなことでございます。こちらはデイサービス、ショートステイ、訪問のサービスを組み合わせて実施しているわけなんです、ショートステイの定員が7名というようなことでございますので、基本の単価の62万1,000円のほう掛けまして434万7,000円というようなことでございます。全部足し上げまして、合計といたしまして6,520万5,000円というような状況でございます。

以上です。

山崎委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

この部分はわかりました。次へ行きます。

その同じページの01034850の保育対策総合支援事業の1,080万で、この間の質疑の中身では、新しい県の事業で10園が希望して1人9万円の10園の12カ月でこの予算になるということでしたけれども、この事業の目的からすると、保育士の仕事の削減みたいなことになっているんですけれども、今回応募された10園のこの10人については、これは今までもおられた方なのか、それとも新しく雇用される方なのかお伺いしたいと思います。

山崎委員長
服部こども課長。

服部こども課長

今のご質問でございますが、全ての園で4月から雇用されていらっしゃる方、こちらのほうが補助対象として今回市役所のほうに申請があったと、新規ということではなくて、これから新規という方もあり得ないことはないんですが、現在申請いただいているのは、既にもう嘱託としてお勤めされていらっしゃる方ということなんです。

山崎委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

事業の中身からいうと給与補助が出るということになって、その辺は助かると思います

けれども、本来の事業の目的からいえば、これによって新たな採用が増えればより保育士の仕事の削減につながるかと思えますけれども、これは途中でも受付は可能な事業ですか。

山崎委員長
服部こども課長。

服部こども課長
この補助事業だけでなく、保育関係の補助事業は大体年度途中に変更申請、こちらのほうを認められております。したがって、ある一定の時期が来ましたら実績に基づきまして変更されるというようなことが可能となることとなります。

山崎委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員
わかりました。次へ行きます。
次の19ページの一番上の01036000多子世帯保育料軽減事業ですけれども、これは新たに第3子及び第2子の所得制限が緩和されて、新たに保育料が減免になるということなんですけれども、これちょっと明細の、例えば第3子がどのくらい広がって、何人くらい新たに対象になって、あと第2子の2分の1がどのくらい対象になるのか、ちょっと明細をお願いいたします。

山崎委員長
服部こども課長。

服部こども課長
まず、対象人数のほうから申し上げたいと思います。
第2子の保育料の軽減になる方ですが、現時点で対象児童は33人ということで今のところ見込んでおります。保育料につきましてはこの33人の方の保育料527万4,800円、この2分の1が県のほうの補助になりまして、残り2分の1が市のほうの補助ということになります。
続きまして、第3子の保育料無償化のほうなんですけど、対象児童が45名でございます。保育料につきましては1,003万3,400円と、同じくこの2分の1が県の補助金ということになります。
以上でございます。

山崎委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員
広がるということでいいと思うんですけども、これ今までありましたこの軽減事業からいうと、ちょっとどのくらいの割合で広がったことになりますか。

服部こども課長
どのくらいの割合というのは所得限度額のことを指していらっしゃいますか。

金剛寺委員
そうではなくて、その人数が今までこのくらいで、あとこのプラスになるので、その拡

大枠がどのくらいの比率で拡大されるのかなというところがわかればと思っているんですけども。

山崎委員長
服部こども課長。

服部こども課長

今回平成29年度、県の補助事業が拡大されたのがこの第2子分でございます。ですから、昨年度は補助該当者はございませんでした。第3子につきましては、先ほど45名ということでお話をさせていただいたんですが、ほぼ、そんなに大きく変わりはございません。同じ程度の人数の方が該当になっていらっしゃるということでございます。

ですから、補助基準額の限度額の引き上げもこれまで5万7,700円までが、何ていうんですか、国のほうで無償化の対象となっていたんですが、それが16万9,000円までの方は無償化にしますよと、県のほうでその所得割の対象限度額を引き上げたと、この割合については27年度も同額でございます。28年度も同額、16万9,000円までの方は第3子無償化するというようなことでございます。先ほど申し上げましたとおり、人数についてはさほど大きく増減はございません。

山崎委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

すみません、わかりました。次へ行きます。

同じ19ページの01040400の成人保険事業の報酬をマイナスして賃金に変えるところなんですけれども、これ先ほどの説明でいうと看護師だった人が1名やめて、新たに採用する方は事務員として採用するということだったので、有資格者が退職されて事務員になるということで、有資格者の採用については一昨日の決算特別委員会の中でも大変だというお話があったんですけども、この看護師がやめられたので同じ看護師が採用されればよかったかなと思うんですけども、その辺のちょっと事情について伺いたします。

山崎委員長
宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長

こちらは家庭の事情で6月いっぱい、ちょっと急遽旦那様の転勤でやめられたということで、その後募集をしておったんですが、やはり看護師とか保健師とか、この間も決算特別委員会でお話させていただいたように、募集してもなかなか、病院とかそういうところの報酬のほうが高いもので、市のほうの報酬ですと、やはり募集をかけて、市のホームページ、あとはハローワークのほうにも募集をしているんですが、ほとんど集まらないような状況でありますので、やはり事務的なものでも、その保健師、看護師も事務のほうもやっていただいておりますので、事務的な補助ということで、今回事務職のほう、こちらは臨時職員という形になりましたので、賃金のほうで計上して嘱託員のほうの報酬のほうは減額という形でございます。

山崎委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

事情についてはわかりました。いろんな改善をされないとなかなか大変かと思えますけれども、次へ行きます。

27ページの01102050のオリンピック・パラリンピック教育推進事業についてです。内容については、先ほど説明がありましたのでわかりました。また、質疑でも話があって、このときはスポーツ庁が筑波大学に委託してこの事業を進めていて、県を選んでさらにその県の中から推進校というのを選んで、そこでこの事業を実施するというような説明だったんですけども、スポーツ庁の説明なんか見ると、推進校というのは20校ぐらいしか1県でないことになっていますので、龍ヶ崎はこの西校でやったらこれで終わりかなというふうにも思えるわけですけども、この事業はオリンピック開催までに毎年龍ヶ崎とは限らず開催される事業なんではないでしょうか。

山崎委員長

小林指導課長。

小林指導課長

お答えします。

本年度は龍ヶ崎西小のほうでということになっておるんですが、全県で今年度の場合には45校推進校として選ばれております。次年度につきましては、本年度の文章の中では次年度について触れられておりませんので、この後、県のほうとも伺うなどしていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

山崎委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

すみません、45校が推進校ということで今お聞きしましたので、すると1市町村で1校ぐらいなみたいなことにはなると思いますので、これはあると思います。

次へ行きます。同じ27ページで0102700の小学校管理費、あと次のページにある0103600の中学校管理費で、これも同様に嘱託の用務員の報酬という説明だったんですけども、これは人員的には新しく採用された嘱託の用務員なのか、しかしその前からいて、ただこの予算のつけかえだけなのか、その辺についてちょっとお伺いいたします。

山崎委員長

飯田教育総務課長。

飯田教育総務課長

学校の用務手に関しましては、現在正職員の用務手と、今ここにある嘱託の用務手、あとは再任用の職員の用務手の3通りで雇用形態になっております。今回、この用務手1人、小・中学校それぞれで1名分の補正予算で上げましたのは、昨年度の当初予算の要求時では1名少ない用務手の配置で考えていたわけなんですけれども、人員配置が確定した段階で再任用の用務手とか、正用務手の配置ができなかったものですから、新たに嘱託として1人増やした分の人件費でございます。

ちなみに、嘱託の用務手は、現在小学校が5名、中学校で4名の計9名が嘱託員の用務手でございます。

以上です。

山崎委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員
わかりました。この方は4月当初からいらっしゃる方なんですか。

山崎委員長
飯田教育総務課長。

飯田教育総務課長
そのとおりです。4月からいる方でございます。

山崎委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員
すみません、じゃ、ちょっと急いで、あと続けて、次の29ページの0105400の文化財保護費のところの十六羅漢の掛け軸複製の660万のところなんですけれども、説明で新たにこれの複製をつくるということで、市のホームページ見ても、もう既に14世紀前半のものだということになっていますので、700年近くを経過したもので、誰も見たこともないようなものなので、大変このことはいいと思うんです。ちょっとお聞きしたいのは、16の掛け軸のうち、4本だけについて複製をするということなので、これはどれにするかみたいなことはもう既に決まっているものなんですか。

山崎委員長
大野生涯学習課長。

大野生涯学習課長
お答えいたします。

国指定の重要文化財ということでございますので、複製作業を進めるに当たりましては、当然のことながら実物を現在保管していただいております茨城県の歴史館あるいは所轄官庁であります文化庁、そして茨城県の文化課、こういった関連機関との綿密な調整、あるいは打ち合わせ、スケジューリング、そういったものが、今後多くのプロセスが必要となってまいります。予算ご承認いただいた後になりますけれども、具体的な作業に着手するに当たりましては、今ほどご質問がありました複製する品の選定、あるいは具体的なスケジューリング、こういったものなどを関係機関と調整していくという、そういうプロセスになるかと考えております。

以上です。

山崎委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員
あと、金額的にはこの委託料の666万しか計上されていないわけなんですけれども、いろんな説明を聞くといろんなところの調整が必要だということで、もともとの所有者である金龍寺の了解もとられたということなんですけれども、費用的にはこのほかには出るようなことはないんでしょうか。

山崎委員長
大野生涯学習課長。

大野生涯学習課長

今回計上いたしました666万につきましては、あくまでも複製作業に係る委託料ということで計上しておりますので、幸いにいたしまして関係する機関というのが全て公的な機関でございますので、それ以外に係る経費というのは特に見込まなくても大丈夫なのかなというふうに考えております。

以上です。

山崎委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

すみません、じゃ、あと1点だけちょっと最後に質問させていただきます。

31ページの01106600の総合運動公園管理運営費の中で、今回このたつのこアリーナの照明制御装置更新工事を、この976万1,000円の予算を下のたつのこアリーナ照明LED化工事と一体化して予算を組み直すというような説明だったわけですが、それで、このLED化工事は2カ年計画で、トータルは7,937万9,000円の継続事業ということでしたけれども、この制御盤、制御装置は部品もなくなるということで仕方がないということになると思いますが、この予算を入れかえたところでは工事と一緒に工事をすれば、こちらの制御盤の工事のほうももう少し安く見積もれるとか、そういうところはあるんでしょうか。

山崎委員長
北澤スポーツ・国体推進課長。

北澤スポーツ・国体推進課長

ちょっと金額的にはわかりませんが、一緒に工事をすることによって経費は若干軽減されると思います。

山崎委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

わかりました。

すみません、私のほうは以上です。

山崎委員長
福島委員。

福島委員

1点だけお伺いしたいと思います。

27ページのオリンピック・パラリンピック教育推進事業なんですけれども、先ほど概要については説明があったんですけど、この東京オリンピック・パラリンピック、東京で開催される、またそのキャンプ誘致等も今それなりの予算をかけて既に動き出しているという中で、子どもたちの教育にどうやって結びつけていくかということに関してのちょっと基本的な考え方というのをお示しいただければと思います。

山崎委員長
小林指導課長。

小林指導課長

今回この事業のほうを龍ヶ崎西小でやらせていただくということもそうなんです、まず、学校教育の中で一つスポーツを楽しむ心の醸成というのは、すごく大事な点だと思うんです。オリンピック・パラリンピックというこの絶好の機会を通して、ぜひ子どもたちにそういうスポーツを自分で楽しんでいく、見ることの楽しみもあるかもしれないんですが、そういう心の醸成ということでやっていきたいというふうに考えております。

山崎委員長
福島委員。

福島委員

これは県からの委託で、しかも指定校ということで、上から下りてきた事業という感じがちょっと否めないんですけども、キャンプ誘致なんかも所管は違うんでしょうけれども、どの程度の意義があるのか、このキャンプ誘致したから町の活性化となかなかイメージ湧かないところがありまして、ただ、あえてこの意味合いを見出すとしたら、私的にはこれを教育にどうやって結びつけていくか、子どもたちの心にオリンピックが東京であった、キャンプ地で龍ヶ崎が選ばれて外国の選手団が来た、こういった一連の東京オリンピック開催までの間にどれだけこれを教育に活かしていくかということが、一番オリンピックに対する取り組みの肝なんじゃないかなというふうに思いますので、今回これが取っかかりで県からの下りてきた事業として取り組むんでしょうけれども、ぜひ、当市独自でもしっかりとこれが、子どもたちにこの意義が、オリンピックが来るという意義が伝わっていくように、教育に結びつけていっていただきたいなと思いますので、今後とも教育長よろしくお願ひしたいと思います。

山崎委員長
平塚教育長。

平塚教育長

ありがとうございます。

ご指摘のとおり県から下りてきた事業であることは否めません。ただ、この中でやはり各小・中学校のこのオリンピックに対する考え方、捉え方の温度差はないわけではないし、これとは別に、為末大が龍ヶ崎に来て長山小と松葉小の子どもと一緒に陸上を通して、そういった食育の指導をしてくれるということも、企画もございます。そして、龍ヶ崎西小はそういったものについても手を挙げていた学校である、非常に学校として意欲もあり、子どもたちにこんなふうなアクションを起こしたいという学校に対しては、私たちはこういった機会を的確に把握して教育の場の提供をしていきたいと。

さらには、八原小学校ではボルダリングウォールのオープニングのときには、子どもたちも参加して、それを実際にやらせて、それを通して、私は全部一斉にそういう普及啓発をするのではなくて、まず拠点となるような学校を通じて、そこでの成果を広げていくと。例えばボルダリングのおもしろさなんていうのは、やってみて恐らく1回で嫌になっちゃう子どももいるかと思えます。ところが、やってみてこうするとできるというのがわかれば、それをほかの学校にも普及させていきたい、西小学校での取り組みで感じたことをほかの学校でも共有させていきたい、そういった部分での私たちの教育委員会の役目というのは、それぞれの学校でやった実績を広げていくという非常に大きな潤滑油な役割を果たさなければいけないなと思います。

オリンピックに対する考え方は、競技だけではなく見る、それから支える、パラリンピックに対してもいろいろな障がい者スポーツに対してできることは何か、お手伝いできることがあるんじゃないかなと、そういった1964年のオリンピックとは違った意味での大きな価値のある教育の場であるというふうに考えながら、オリンピックに向けての準備をしていきたいなというふうに思います。

よろしくをお願いします。

山崎委員長
福島委員。

福島委員

ぜひ、教育部局のみならず、全市を上げて教育に活かしていくような取り組みをお願いしたいと思います。

以上です。

山崎委員長

ほかにごいませんか。

椎塚委員。

椎塚委員

ちょっと2点ほどお伺いします。

19ページが一番下、健幸マイレージ事業の次のページの委託料の健康ウォーキングマップ作成についてなんですけれども、4種類の今まであったものを一つにしてまとめていくということなんですけれども、これ簡単で結構なんですけれども、概略、どんな感じのものにこう仕上げていくのか、恐らく健幸マイレージが12月から始まりますので、それに合わせて作成するものだと思うんですけれども、その辺をちょっとお知らせいただきたいのと、あと配布方法ですか、どの辺を対象にどの程度つくるのか確認させていただきたいと思います。

山崎委員長

宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長

議案の質疑のところでは部長のほうからお答えさせていただいたことと同じような形になりますが、これまで各課でつくってございましたウォーキングマップ、それをA5サイズで持ちやすく小さなバッグに入るような形で、1冊60ページ程度のものを1万5,000部予定しております。

内容は、効果的なウォーキング方法の案内のほか、健康増進課のてくてくロード13コースありまして、大体1コース3から6キロメートルくらいのコースです。あと、県指定のヘルスロードのコースが6コース、あとは生涯学習課の歴史散策コース、こちらが5コース、4キロから5キロの1コースです。あと、スポーツ・国体推進課のウォークラリーのコースが2コース、距離にすると7、8キロのコース、1コース当たりの予定です。そのほか、てくてくロードのスタンプの台紙とか、完歩賞のお知らせ等なども内容に盛り込んでいきたいと思います。

マップの配布についてですが、希望者の方にお配りするような形で、配布は市役所本庁舎の総合案内、東部・西部出張所、市民窓口ステーション、サプラのところ、あと保健センター、たつのこアリーナ、各コミュニティセンター等を考えております。

山崎委員長
福島委員。

福島委員

質疑とかぶりまして失礼しました。わかりました。それについては結構です。

続いてもう一点なんですけれども、31ページの総合運動公園管理運営費の中、先ほどからちょっと、再三出ているんですけれども、ボルダリングウォールの設置工事について、これは山宮さんからも出たんですが、それ以前にボルダリングウォールがもしてきたときに、恐らく混乱することは間違いないと思いますけれども、それ以前にデータ集の中でもサブアリーナの利用状況については、程度の差はあるにしろ一応100%というようなデータ集の中にもありました。

そういう中で、新たにボルダリングウォールを設置していくということについては、よほど運営的にサブアリーナの利用状況をしっかりとやっていかなければ、かなり混乱するのかなというのが目に見えますので、その辺の状況を今現時点ではどんなふうに考えていらっしゃる、対策等含めまして、お伺いしたいと思います。

山崎委員長
北澤スポーツ・国体推進課長。

北澤スポーツ・国体推進課長

今のところ曜日を区切るとか、時間帯を区切るとかということで考えてはいるんですけれども、実際にこう利用するようになって、またその辺の対応の仕方は考えていきたいと思えます。

山崎委員長
松尾教育部長。

松尾教育部長

サブアリーナ、現状でもおおむね3分割して使っております。卓球ですとか、バドミントンだとかバスケットだとか、おおむね3分割して使っております。そういった関係で稼働率が高く見えるんですけれども、中の密度から考えると必ずしも100%ということではありませんし、今回議案に出しております多目的室等の個人利用等についても、これまで以上に拡大できますので、その辺をこうあわせて考えていきたいなと思っております。

それから、オープニング直後についてはそれなりの人が来るのかなとも思っておりますので、そういったときの、例えば予約の方法だったり、そういったことについてもこれから検討させていただければと思います。

山崎委員長
椎塚委員。

椎塚委員

ありがとうございます。わかりました。

サブアリーナについてはボルダリング、もちろん、ボルダリングだけではありませんので、個人の方ができるだけ多くの方に利用できるような体制で、ぜひしっかりと検討していただければと思います。

以上です。

山崎委員長
坂本委員。

坂本委員

27ページです。

小学校施設整備事業，城ノ内小学校視聴覚室改修工事なのですが，教室を2部屋つくるというお話でした。ちょっと城ノ内の現状が私わかっていないので申しわけないんですが，プレハブで対応されていて足りなくて，ここの教室を使うようにするのか，それとも，もうそもそも論，もうこの教室で何とかしようということになったのか，その辺の経緯についてお伺いします。

山崎委員長

飯田教育総務課長。

飯田教育総務課長

城ノ内小学校ですが，これ質疑でもちょっと部長のほうからお答えした面もあるんですが，現在ですと普通教室が17教室と特別支援学級が2クラスの全部で19クラスございます。それで，そのうち本校舎内では17教室で，現在プレハブが2教室を使って19クラスを賄っているんですが，来年度の入学児童の推計をしたところ，1クラスは増えるのが見込まれます。あわせて特別支援学級も場合によっては1クラス増える可能性もありますので，一応2クラスを新たに増設しようというものなのですが，最初はプレハブによる仮設校舎も検討いたしましたが，現在2つプレハブ仮設校舎ございまして，敷地的にそのプレハブで配置しますと先生の目が，管理行き届かないような配置になりまして，そういう状況から本校舎の3階にある視聴覚室とそれに隣接するその視聴覚室準備室，それを一旦壁を壊して一つにした上で，今度その中央に新たな壁をつくって普通教室を二つつくるというようなことになったものでございます。

山崎委員長

坂本委員。

坂本委員

ありがとうございます。

そのときのプレハブ，例えばプレハブにすると先生がなかなか仕切りも難しいという話があったと思うんですけども，例えばプレハブを2階で，結構費用が大きいなと思ったのが現実的なところで，プレハブ2階建てとか，例えばその費用対効果の検討をされたのかというのと，あとはその視聴覚室をなくしてしまうということに対して，どういった対応をしていくのかというのを質問したいと思います。

山崎委員長

飯田教育総務課長。

飯田教育総務課長

まず，プレハブでできるかどうかの検討をしましたので，その中で結果的に本校舎の特別教室の改修となりましたので，費用の検討まではしておりません。あわせて今度は本校舎の視聴覚室を，特別教室を一つ減らすわけですから，その辺はもう一つ部屋がございまず，視聴覚室ございますので，そちらをちょっとうまく，授業を組んでもらうというような対応で考えています。

山崎委員長
坂本委員。

坂本委員

ありがとうございます。

生徒・児童数はある程度見込み、見られると思うので、その辺もちょっとこう何ていうんですかね、計画的にやっていただいたほうがいいのかなというふうに思います。

続きまして、たつのごアリーナ、先ほど出ている更新工事の要はその7,900万に切りかえたよという話だったんですが、そもそも論の話で申しわけないんですけども、やっぱりこれ計画性ないというか、照明を先にもう更新これやるよということがもう最初から当初予算で決まっていたことに対して、補正予算で7,000万繰り込んでいくとなってくると、ちょっと計画性が甘いんじゃないのかなというところがあるんですが、その辺についていかがでしょう。

山崎委員長
北澤スポーツ・国体推進課長。

北澤スポーツ・国体推進課長

このLED化の工事なんですけれども、国のほうから水銀灯がもう生産中止になりますよということで、今年のちょっといつ頃か忘れたんですが通知がありまして、それもあるんですけども、あとは国体の開催に間に合うようにということで、今回補正予算で計上させていただいております。

山崎委員長
坂本委員。

坂本委員

国体って決まったのは結構前ですよ。だからその辺の話がちょっと食い違って、もうちょっと計画的にできたのではないのかなというふうにどうしても思ってしまうんですね。特にこのLEDの話、水銀灯の話ももっと前から私のイメージからすると出ていて、庁舎のLEDはもう随分前に交換していますよね。ですから、その辺の検討というか、中身、特に国体に間に合わせたいというので、確かに6月、その工事期間、たしか6月までに終わらせて、中学校の体育にも間に合わせる、プレの大会にも間に合わせるということで、それは計画的にいいと思うんですが、だからもう少し当初予算からそういう計画ができなかったのかということについてご質問します。

山崎委員長
松尾教育部長。

松尾教育部長

ご指摘の点、今後の教訓にしていきたいと思います。担当としては経年劣化対策を最優先に考えていたんだと思いますけれども、やはり一方で大きな大会等を控えていて、その準備大会等もございますので、その前にやはり全体を更新したいというような考えがありまして、今年の4月以降、その水銀灯の話やこれからの大きな大会、イベント等の話がありましたので、私のほうからそれであれば無理な工事日程をつくるのではなくて、前倒しをして今年度から来年度にかけて先行してやれないのかという、私のほうから話をさせていただいた案件でございます。全体にちぐはぐではないかという、その辺重々承知

の上で国体等に備えたいということでございますので、今後の教訓にしていきたいと思います。

山崎委員長
坂本委員。

坂本委員
よろしく申し上げます。
以上です。

山崎委員長
岡部委員。

岡部委員
まずはじめに、19ページの01036300生活保護扶助費、こちら先ほど説明あった市の4分の1のうちの住所がない部分が県のところで、その返還金ということは聞いていますが、今回の具体的に返還金が出てきた経緯をもう少しちょっと説明していただきたいんですが。

山崎委員長
下沼社会福祉課長。

下沼社会福祉課長
今回補正予算を計上に至った経緯についてでございます。
先ほど部長のほうの説明にもございましたけれども、例えば長期入院などによって住んでいたアパートの契約が解除になった場合、あるいは市内に2カ所ございますけれども、無料定額宿泊施設、そちらに入所しているようなケースは生活保護法の第73条というものが適用されます。この制度につきましては、本来生活保護の扶助費につきましては国が4分の3、市が4分の1、そのような負担割合となっているものを、この73条を適用し国の承認が得られると、4分の1の市の負担となっているものを茨城県のほうに負担してもらうことができるというものです。
なお、この無料定額宿泊施設につきましては、都道府県により若干の取り扱いに違いがございますけれども、茨城県につきましては1年間に限り県費として負担してくれるというものでございます。今回のケースにつきましては、平成23年6月3日付でこの73条というものを適用していましたが、本来であれば平成24年7月1日付で適用解除の報告を県に行わなければならないものでした。4月からこの73条、県費費用の請求を行う担当職員、人事異動等により変わったわけですが、今年度の第1回目の請求、7月になるわけですが、その際に個々のケースの内容を見直した結果、適用漏れというのが発見されたものです。
したがって、平成24年7月から29年3月まで、その間に支出しました扶助費449万6,852円になります。その4分の1の額を茨城県に返還をするために、今回計上をさせていただいたという経緯となっております。

山崎委員長
岡部委員。

岡部委員
わかりました。適用漏れがあったということですね、わかりました。

続いて、同じページで01040850健幸マイレージ事業なんですけど、こちら今回もこの事業、新たな事業で大体何人ぐらいの見込みというか、目標というか、そういう数値的などころはお考えなんでしょうか。

山崎委員長

宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長

ウォーキング大会、12月2日土曜日の午前中を予定、今したいと考えて準備をしております。参加人数は当初は100人ぐらいと考えていたんですが、もうちょっと増やして200人ぐらいまでかなと今検討しているところでございます。募集のほうも今後11月ぐらいに市民の方にしていきたいと思っております。

山崎委員長

岡部委員。

岡部委員

そうすると、なかなか効果というところでは長期的なところの事業、すぐには結果というのとはわからないと思うんですけども、どういった効果を期待してやる事業なのかご説明いただけますか。

山崎委員長

宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長

失礼しました。ウォーキング大会だけの人数でお答えしてしまいました。

健幸マイレージ事業を今年度12月1日から開始しまして、当初の目標は今年度1,000人程度を目標としております。ただ、最終的には3,000人とか6,000人とかも目標にどんどん増やしていきたいと考えております。3年以内には3,000人ぐらいは参加していただきたいと考えております。今年度については12月からですので、3月までの4カ月間の中に1,000人をまず目標としてまいりたいと考えております。

山崎委員長

岡部委員。

岡部委員

3年で3,000人ぐらいということで、そのぐらいの方がこういう事業に参加することでどういった効果を期待しているのかちょっとお答えいただけますか。

山崎委員長

宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長

こちらにつきましては、国のほうでも厚生労働省とかでも推奨しております、もう全国ではモデル事業ですから、ウォーキングから始めて健康づくりすると。その後、具体的に全国で6市で行ったモデル事業、1万人ぐらい参加しております。皆様ご存知かと思っております。NHKのニュースとか新聞等でも、雑誌等でも取り上げております。その1万人が2年間やったところで5億円ぐらいの医療費削減効果があったと、かかった経費、こうい

うマイレージで、インセンティブが多いところだと1人当たり2万円くらい個人に還元するような事業で、国がモデル事業でやっておりました。

それで、かかった費用が2億円、結果的に5億円減って2億円かかったので、3億円が医療費削減として経費削減になったということで、これ全国的に話題になっておりますので、厚生労働省のほうでもどんどん進めておまして、平成30年度からは国保関係でもこういうことを推進して全国的に進めてまいるということになっておりますので、その医療費の削減効果まで期待していければと、3年程度をまず期間として、先ほど申しましたように1,000人の方参加していただければ、1,000人の方についてこれに参加する前の医療費、参加したあとの医療費、どのくらい差があったかというようなデータもとれるような形で検証していければと考えております。

山崎委員長
岡部委員。

岡部委員

データの検証までできるところで想定しているということで、かなり医療費削減効果が期待できるというところで、すばらしい事業で私も期待していますので、ぜひ多くの方が参加して効果を最大限に発揮できるように期待しておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、31ページの01106610総合運動公園リニューアル事業のたつこのアリーナボルダリングウォール設置工事なんですけれども、質疑もあって、回答で85度、90度、100度なんかという、こう3種類のものをつくるということなんですが、これは一般的には初級者から上級者まで扱えるような、そういう壁になっているんですか。

山崎委員長
北澤スポーツ・国体推進課長。

北澤スポーツ・国体推進課長

一般的に、今現在いろんなところで設置されているボルダリングウォールがありますけれども、それが標準になっていると思います。専門の業者さんから一応見積もりをいただきまして、その角度が一般的だということなので伺っております。

山崎委員長
岡部委員。

岡部委員

このボルダリングウォールなんですけれども、今回設置して耐用年数というか、大体もう当分は使えるようなものなんでしょうか。

山崎委員長
北澤スポーツ・国体推進課長。

北澤スポーツ・国体推進課長

設置した板につきましては、多分耐用年数はかなりあると思うんですけれども、掴むところ、それをこう石を取りかえながら使うようになりますので、その本体の部分につきましては数十年単位で使えるのではないかと思います。

山崎委員長
岡部委員。

岡部委員

じゃ、その本体自体はある程度長く使えて、その取りかえるというのは、それは定期的にこうやっぱり計画的に交換していくようなものなんですか。

山崎委員長
北澤スポーツ・国体推進課長。

北澤スポーツ・国体推進課長

やはり、一定期間たつと慣れてしまうというのものもあるかもしれませんが、やはり位置を変えて難しさを調整していくというようなことが必要になってくると思います。

山崎委員長
岡部委員。

岡部委員

今後どれだけ利用があるか、そういうのを見ながらいろいろ多分対応していくんだと思いますが、私もちょっとやったことがないので、よくどういうものなのかやってみたいなとは思っているんですが、非常に楽しみな事業ですので、これも期待しております。
以上です。

山崎委員長
ほかにございませんか。

別にないようですので、採決いたします。議案第10号、本案は原案のとおり了承することに異議ありませんか。

【異議あり・なしの声】

山崎委員長

ご異議がありますので、挙手採決いたします。
議案第10号、本案は原案のとおり了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

山崎委員長

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。
続きまして、議案第11号 平成29年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、執行部から説明をお願いいたします。
足立健康福祉部長。

足立健康福祉部長

同じく別冊41ページをお願いいたします。

ただいまのこの特別会計の既定の歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ1億9,223万7,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ92億1,845万1,000円とするものです。
それでは、44ページ、45ページをお開きください。

まず、歳入で右側の欄の一番上の国民健康保険制度関係業務事業費です。これは、平成30年度から国民健康保険制度が県単位に広域化されることに伴いまして、月報、月ごとの報告です、月報や年報業務などの事業報告システムの改修に要する経費です。国からの内示がありましたので計上いたします。

その下の国民健康保険事業職員給与費等繰入金は、歳出要求額に対するルール分の繰入金です。

その下のその他一般会計繰入金は、歳出要求額に対する不足分の繰入金の減額です。

この二つの繰入金ですが、同額を一般会計において繰出金として要求させていただいております。

次に、国民健康保険事業繰越金です。これは、平成28年度の実質収支額のうち返還金及び積立金の分の財源として繰り越ししようとするものです。約1億8,800万円のうち1億4,000万円が支払い準備基金積み立ての分で、そのほか返還金分です。

続きまして、歳出です。

まず、職員給与費は人事異動に伴う職員給与等に変更がありましたため、その人件費を調整するものです。

次に、国民健康保険支払い準備基金の積立金です。これは、先ほど触れました基金の1億4,000万円ですが、龍ヶ崎国民健康保険税条例の規定に基づきまして、国民健康保険支払い準備基金の設置が規定されており、流行性疾患の異常発生などのために診療費の増額や、災害などにより保険税等の収入が激減した場合など、不測の事態に備えるための基金として積み立てようとするものです。

次の一般被保険者保険税還付金です。これは、国民健康保険税の軽減判定の算定誤りによる保険税の還付金です。平成26年度から28年度までの間、合計3件、6万2,000円ございました。

一番下の国庫支出金等返還金は、平成28年度に国より交付を受けた国民健康保険税療養給付費等負担金の超過交付分の返還金、もらい過ぎた分の返還金です。それと、社会保険診療報酬支払基金から交付を受けた退職医療療養給付費等交付金の、やはりもらい過ぎた交付分の返還金、これを合算して返還しようとするものです。

以上でございます。

山崎委員長

ありがとうございました。

ところで、ここで休憩を入れてはと思うんですけども、委員の方いかがですか。

【発言する者あり】

山崎委員長

そうですか、では、継続でやらせていただきます。

今、執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はございませんか。

金剛寺委員。

金剛寺委員

1点だけお聞きします。

45ページの一冊下から2番目の02110100の一般被保険者保険税還付金、これ6万2,000円ですけども、これは全協の中でも以前説明があつて、国のもともとはシステムの間違いで、この間違いが起きたということなんですけれども、全協の説明の中では、この還付金の中のほかにも特別徴収になる部分もあるようにお聞きしましたけれども、その辺の内容についてお聞きします。

山崎委員長
吉田保険年金課長。

吉田保険年金課長
お答えいたします。
還付以外の追加徴収についてでございます。過少徴収、いわゆる追加徴収の事案も発生しております。具体には平成26年度以前のものは時効によりまして消滅しておりますことから、平成27年度分として11件、金額で43万9,300円、平成28年度分として13件、金額で51万8,200円、合計で24件、95万7,500円となっております。
なお、平成27年度、平成28年度、2カ年度にまたがっている方が4件ありますので、実質20件となっている状況でございます。
以上でございます。

山崎委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員
そうしますと、特別徴収になる部分のほうはかなり大きいということなので、この辺の徴収をどのようにされていくのか、先にお聞きします。

山崎委員長
吉田保険年金課長。

吉田保険年金課長
今後の進め方でございます。
還付につきましては、補正予算を可決いただいた後速やかに手続を進めてまいります。また、追加徴収につきましては、戸別訪問を行いながら事情をお伝えし、納付方法、あるいは納付期間などにつきまして個々の事情を考慮しながら丁寧に話し合っておりたいというふうに考えております。
以上でございます。

山崎委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員
なかなか大変なことなので、よく説明して、お願いしたいと思います。
最後に、これそもそもが国のシステムの誤りによって生じたものということになっているわけですが、国のほうのそういうシステム修正については、これは解消されたのかどうかお聞きします。

山崎委員長
吉田保険年金課長。

吉田保険年金課長
お答えいたします。
今回の後期高齢者医療保険料並びに国民健康保険税では、世帯扶助の理念から青色事業専従者給与額等を必要経費としないなど住民税と異なる取り扱いがありましたことから、

軽減判定所得の算出に当たりましては被保険者が申告した住民税上の金額とは異なる額をもとに別途算出する必要があったことに伴い発生したものでございます。

現在、国におきましては軽減判定所得の算定について別管理を生じさせる要因をなくし、被保険者の方にわかりやすく公平公正な負担の実現を図るため、国民健康保険法施行令や地方税法の改正など、平成30年4月1日施行を目指し所要の準備を進めていると伺っております。したがって、平成30年度以降は今回のような軽減判定所得の算定誤りに伴います過徴収、過少徴収につきましては解消されるものと思われま。

以上でございます。

山崎委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員
以上です。ありがとうございました。

山崎委員長
ほかにございませんか。
別がないようですので、採決いたします。議案第11号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

山崎委員長
ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。
続きまして、議案第14号 平成29年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、執行部からご説明願います。
足立健康福祉部長。

足立健康福祉部長
同じく別冊の71ページをお願いいたします。
既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ9,898万9,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ47億2,798万9,000円とするものです。
それでは、74、75ページをお開きください。
まず、この介護保険特別会計なんですが、先ほど申しましたように国が、日本の介護に係る費用の国が25%、都道府県が12.5、市町村が12.5、65歳以上の方が22%、そして40から60が28%というものを基本にあらゆる角度からそれをまた運用しております。そして、65歳以上は1号保険者の22%の支払う段階も龍ヶ崎市は10段階というふうに規定しております。というふうに複雑に絡み合っておりますので、緩和措置一つとただで全てに変わってしまうという複雑なものでありますので、なるべく簡潔にかみしめながらご説明したいと思っております。
まず、歳入です。
歳入の主な増額の要因といたしましては、消費税の増税見送りに伴い低所得者層の第2と第3段階の軽減は行わず、第1段階のみ、これは先ほど申し上げました一番所得の低い方、生活保護世帯のみこれまでと同様の軽減、標準額掛ける0.5を0.45にしております。これを実施することになりましたために、介護保険料歳入の増額を補正要求するものです。右側の欄の上の二つにつきましては、そのような理由の増額です。
次の介護給付費現年度分は、地域密着型介護要望サービス給付費に係る歳出補正要求に伴う国費分歳入増額です。国の割合、これは20%分です。

次の普通調整交付金、これは同じ理由で国費分の歳入ですが、割合は約1.1%です。

次の地域支援介護予防・日常生活支援総合事業以外交付金現年度分は、従事する職員の人事異動に係る職員給与費歳出補正予算要求に伴う国費分歳入の増額です。国の割合は39%です。

次の介護給付費現年度分は、やはり歳出補正要求に伴う支払基金交付金分の歳入の増額です。割合は28%です。

その下の2つの介護給付費現年度分19万円と145万1,000円、これにつきましてはただいまご説明した理由により県からの歳入増額です。1件目は県割合12.5%、2件目は県費割合19.5%です。

さらにその下、その次の2件につきましても同様の理由による増額ですが、こちらは市の一般会計からの繰入金です。1件目の介護給付費繰入金は市の負担割合12.5%です。2件目は地域支援介護予防・日常生活支援総合事業以外繰入金です。市の負担割合は19.5%です。

次に、その下の低所得者保険料軽減負担繰入金です。これも低所得者の負担軽減にかかわるものですが、こちらは当初第1、第2、第3段階の保険料が軽減される予定でありましたが、予定であった軽減分額を一般会計から繰り入れしなくなり、1段階の軽減分、基準額掛ける0.5を0.45にしている部分です。これのみを一般会計から繰り入れすることになるために繰入補填分の補正減額を減額補正するものです。

一番下の介護保険事業職員給与費繰入金は、人事異動に伴う人件費の調整により生じる一般会計からの繰入金です。

次のページをお願いいたします。76、77ページです。

介護保険事業繰越金です。これは、平成28年度事業を交付金の超過分の返還金です。国保支出金返還が約2,000万円、県支出金返還金が約1,800万円、その他が400万円、合計4,215万3,000円です。

次のページをお願いいたします。78、79ページです。

歳出です。

上から三つの職員給与費、介護保険管理費と介護保険徴収、介護認定調査につきましては、おのおのの職務に従事しております職員の人事異動に伴う調整額です。

次の地域密着型介護予防サービス給付費です。これは、要支援2の方が認知症高齢者グループホームを利用し、または入居した際の給付費ですが、前年度の予算編成時においては該当者がいなかったために、1名の方が6カ月利用された場合を想定して予算を計上しておりました。実際には今年3月から要支援2の方が施設に入居されたことにより年度当初から給付を行っております。そのようなことから、今年度の今後の給付を考慮し増額補正をしようとするものです。

次の職員給与費は、地域包括支援従事する職員の人事異動に伴います人件費の調整です。

次のページをお願いいたします。80ページ、81ページです。

介護保険支払い準備基金費です。これは、1号保険料の歳入分から介護保険介護給付費など1号ルール分を差し引き、その結果生じた余剰分を積み立てしようとするものです。

最後の国庫支出金返還金は、平成28年度事業に対する交付金の超過分に係る返還金でございます。

以上です。

山崎委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はございませんか。

金剛寺委員。

金剛寺委員

すみません、1点だけ質問します。

74ページ、75ページの一番上の介護保険料の今回の補正額が8,962万とかなり大きな額を補正でプラスしているんですけれども、今回見送りになったこの低所得者の減免の分もあると思いますけれども、これだけではこんなにならないと思いますので、この8,962万のちょっと内訳の計算根拠を教えてください。

山崎委員長

中嶋高齢福祉課長。

中嶋高齢福祉課長

ただいまのご質問にお答えします。

まず、こちらの要因に関しましては、消費税の見送りに伴うものが主原因でございます。まず、第2、3段階の軽減は行わずして、第1段階の方のみを平成27年、28年度と同様の軽減を実施することになったため、当初軽減分として保険料歳入に見込んでいなかった分が歳入として得られることになるために、保険料歳入の増額の補正要求をするところでございます。

そして、具体的にこの積算の過程におきましては、7月に行いました平成29年度の本算定による付加調定額が確定している中で、今年度軽減が確定された第1段階の方の分のみを反映されていることとなっているため、第1段階及び第2段階、第3段階の軽減分も見込んでいた平成29年度当初予算要求時点の積算額との乖離分を含めて調整したというような内容でございます。

山崎委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

すみません、そうしますとこの8,962万のうち、これが低所得者分の軽減の見送りの総額なんですか、それともそのほかの要素もこの中には含まれているんですか。

山崎委員長

中嶋高齢福祉課長。

中嶋高齢福祉課長

主な原因といたしまして消費税が見送られたというようなことで、第2、第3段階の部分の減額をした、そして第1段階の部分の引き続き3,100円というような減額だったわけなんです、その分が主な原因となりまして、それに特別徴収のほうの、65歳に到達する方的人数なんかもここで見込んでいますので、複雑に絡んでいてこの額になったというような関係です。

山崎委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

とりあえず、中身ちょっと明快ではないんですけれども、人員の増なんかも含まれているということで、とりあえず了解しました。

山崎委員長

ほかにございませんか。

別にないようですので、採決いたします。議案第14号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

山崎委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第15号 平成29年度龍ヶ崎市障がい児支援サービス事業特別会計補正予算（第2号）について、執行部からご説明願います。

足立健康福祉部長。

足立健康福祉部長

同じく85ページをお願いいたします。

この特別会計の既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1,306万1,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ3,154万3,000円とするものです。

それでは、88、89ページをお願いいたします。

まず、歳入です。

障がい児支援サービス事業給与費等繰入金は、社会福祉課の障がい児通所支援事業所つぼみ園の職員の人事異動に伴う人件費及び事務経費の調整により一般会計から繰り入れしようとするものです。

続きまして、歳出です。

職員給与費は、ただいまご説明いたしました職員の人事異動に伴います人件費の調整です。

次に、障がい児通所支援事業です。

役務費は、電話料金です。

使用料及び賃借料は、複写機の使用料です。

以上でございます。

山崎委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はございますか。

別にないようですので、採決いたします。議案第15号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

山崎委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第16号 平成29年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、執行部からご説明をお願いいたします。

足立健康福祉部長。

足立健康福祉部長

同じく93ページです。

この特別会計の既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ950万6,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ12億3,309万4,000円とするものです。

それでは、96、97ページをお開きください。

まず、歳入です。

後期高齢者医療事務費等繰入金は、人事異動に伴い職員給与等に減額がありましたため一般会計からの繰入金を減額しようとするものです。

続きまして、歳出です。

下記の2件、職員給与費はただいまご説明いたしました職員の人事異動に伴います人件費の調整です。

以上でございます。

山崎委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

別がないようですので、採決いたします。議案第16号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

山崎委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

次に、請願の審査に入ります。

平成29年請願第3号 教育予算の拡充を求める請願の審査についてでございます。事務局に説明を朗読させます。

【事務局 陳情朗読】

山崎委員長

それでは、各委員からのご意見等がありましたら、よろしくお願いいたしたいと思いません。

山宮委員。

山宮委員

今回のこの請願につきましてですけれども、請願趣旨についても、またこの請願事項についても、本当に大切なことが書かれていると思います。その中で、こういう請願につきましては、ここにもありますが三位一体の改革と出てきておりますけれども、10年近く前から事あるごとにこのような請願というのは出てきています。その中で、国の文科省含めて教育改革の中で様々なことがされてきている現状があると思います。

その中で、今少人数学級を推進することというふうにあります。全国的に少子化の中で、少人数学級にいたくなくても少人数学級にならざる、というか、そうになってしまうクラスが多い、そういう中で、学校の統合とかもあります。また、教育の機会均等ももちろん大事ですけれども、今現在このような要望よりも、現実には子どもの貧困だったり、いろんな課題を抱えるお子さんが多い中で、先生方の仕事量も以前に比べて、教育という部分以外の仕事がすごく増えてきていることに対する精神的な過労が多いのかなというふうに思います。

ですので、もしこれから請願をしていくんだとすれば、この段階のもう一步違った段階の請願をしていく、もう時期になっているのではないかなというふうに私は思います。この請願の内容については、今現在もう国としても、また市町村においても努力している部分ではないかなと思います。特に加配教員の増加についても、龍ヶ崎市でも本当によく取り組まれておりますし、必死に頑張ってください。あとは、教員の事務的作業を補佐するために、今後はサポート教員とかも、事務に特化したサポート教員なんかもこれから加配されていくような方向というふうに聞いておりますので、この請願については、

私は今時期ではないかな、次の段階にもう進むべきじゃないかなというふうに思いますので、この請願については反対といたしたいと思います。

山崎委員長

ほかにございませんか。

金剛寺委員。

金剛寺委員

私は、この請願に賛成の立場で、その理由について3点ほど述べたいと思います。

1点目は、教師の多忙化、教師不足についてなんですけれども、2016年の文科省のこの小・中学校の勤務実態調査では、月80時間以上残業が小学校で約3割、中学校で約6割としているところなんですけれども、これは9月議会で福島議員が質問された中で、龍ヶ崎の実態については、小学校で2.4%、中学校で28.5%という回答があって、龍ヶ崎は改善されているかなというふうにも思われますけれども、先生方の自宅に帰っての処理や、部活動の顧問にとられる時間や、その他現状では非常勤の教員でも担任も担当するなど、根本には教師不足の問題があると思いますけれども、国は少子化に伴う自然減以上に教員をもう減らしてきて、教員の増加につながっていないということがあると思います。

2番目には、少人数学級ですけれども、茨城県の場合は県の事業で中学2年生まで35人学級というところを進めている実態で、来年は中学3年までもこれを拡大するという答弁が一昨日の特別委員会の中であったところで、助かっているわけなんですけれども、ただ、国そのものは1年生までしかこの35人学級というのは法制化されていないわけです。国の施策によって35人学級の完全実施というところを求めるところだと思います。龍ヶ崎市では大体なっていますけれども、9月1日付の各学校のクラスと人数状況が発表されていますけれども、その後増加したのか、若干のところでは35人を超える学級が幾つかあるようには思います。

あと、3番目には、つい最近、9月12日に2014年のOECDというのは、経済開発機構加盟国35カ国が教育の公的資質順位というのを発表しているんです。これは、高等教育も含むところなんですけれども、国、自治体が負担割合をどのくらいしているかという中身で、35カ国中本当に比べられる34カ国で見ると日本は今回最下位の34位です。去年は33位、一昨年も34位の最下位です。国際的に見ると、この評価でいくと日本は3.2%ということになっています。1位のデンマークが6.3%で倍ぐらいの公費負担というのをしています。これら先進国と比べても日本の水準は極めて低いというように思われます。

よって、この請願には賛成をしたいと思います。以上です。

山崎委員長

ほかにございませんか。

椎塚委員。

椎塚委員

私は、先ほど山宮委員の意見に賛同いたしまして、中身についてもほぼ同じような形にはなると思うんですけれども、請願趣旨の中で、教職員の労働条件の改善と子どもたちが全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられるような憲法上の要請があるということで、この2項目だと思うんですが、大まかに。労働条件に関しましては、今本当に国も現状の中では様々な形で事務員の配置ですとか、取り組んでいるような形の中で、基本的に私、もともとと言っているんですが、先生をやっぱり、子どもに向き合う時間をこう作ってあげるとというのが一番の改善点だと思っています。そのほかの雑務に関しては、また別の方を入れていくというような考え方がベストなんだろうというふうに考えています。いわゆるチーム学校という考え方ですね。

もちろん、この請願の中に少人数学級という言葉が出てくるんですけども、これに関しても、今現状、先ほどから出ているように龍ヶ崎の現状はほぼ少人数というの、何人で少人数と言っているのかわかりませんが、35人以下という形であれば、龍ヶ崎ではほぼそれに、それ以下であるということも現状であります。そういう意味でも実情に合っていないのかなというふうな部分でも感じております。

さらに、少人数にしたからといって学力が上がるわけでもありません。これは指導方法の形ですので、その辺は教育長なんか普段からおっしゃっていますので、現場に即した形できちっとした対応をしていくべきだと思います。

だから、山宮委員も言っておりましたけれども、この請願趣旨はもう一步次の段階への請願にステップアップしていくべきなのかなというふうに思っており、私もこの請願には反対の立場で討論させていただきます。

山崎委員長
福島委員。

福島委員

今回、一般質問でも多忙化の解消ということで、テーマで幾つか提言と申しますか、意見を述べさせていただいたんですけども、その前にそもそもこの請願文書表を、この請願名とそれから請願趣旨のこの文章と、それからこの下の請願事項とちょっと私、何回も読んでみてもなかなかこの中身がかみ合わない、特にこの請願事項何か奥歯に物が挟まったような、こうそんな表現をされているのかなという気がしております。

様々な多忙化を解消して教育の質を高めるといのは当然必要なことで、誰しも思っていることだと思うんですけども、そういう中で、雑務ですとか付帯業務、具体的に言えば一般質問でも言いました集金業務ですとか、それから授業の準備の手助けをするスタッフの配置、こういったことを国がこれから取り組んでいくということで、そういった中で教育の質を高めていくということも既に組み込みとして始まっていますし、この少人数学級というふうにも書いてありますけれども、少人数学級というよりも少人数教育、これも既に龍ヶ崎でももう様々なやり方で取り組んでいると思います。

定員を増やせということがこの文面の中から少し読み取れるんですけども、一足飛びに定員を増やすというよりも現状の中で改善していけることがあると思いますし、そういった取り組みが既にされていたり、これからスタートしたりということで動き出しておりますので、少しこの文面も、私からすると今この時代の流れの中でピントがずれているような気がしてしまいます。

国庫負担制度を堅持すると書いてあるんですが、教育予算は拡充をしてくれと、少しこうわかりづらいなというふうに思っております。国庫負担が減った分地方交付税で、地方の財源として、教育を地方の裁量でやっていきなさいよという部分もあるんだと思います。平塚教育長は常々言っております、龍ヶ崎は龍ヶ崎の特色、特性があるんだと、これは龍ヶ崎に限らずどこでもそうだと思います。そういった中で、独自の取り組みをしたり、独特の教育というのを考えていくということも地域にとってはこれから大切なことだと思いますので、そういったことを含めて今回の請願には反対の立場をとらせていただきます。

山崎委員長
ほかにございますか。
岡部委員。

岡部委員

教育予算の拡充ということで非常に大事なところとは考えておりますが、今回私も反対の立場で意見を述べさせていただきます。

まず、請願事項の第1番目の少人数学級推進についてですが、こちらにも請願趣旨にもあるように、教職員が長時間労働是正のためには確かにこういった少人数学級を推進することでの効果は期待できると思いますが、ただ生徒の側の視点から見たときに、学習面、生活面において必ずしもメリットばかりではないのかなと思っております。集団の中での学び合いの機会ですとか、切磋琢磨していく機会などはどうしても少人数の場合は少なくなってきました。

次に、請願事項第2番の義務教育費国庫負担制度について、こちらに関しても小泉政権下の以前にも様々な考えあるところで議論されていたところかとは思いますが、堅持するべきか、地方に移譲するべきかというところで、いろんな考え方があると思います。自治体に移譲することで地方自治体の当事者意識が高まって意欲的に教育改革に取り組む姿勢が芽生えて、各自治体によって特色ある教育施策を期待できるというような、そういった考えもあるということで、いろいろ議論されていたところです。

私個人的にも、この請願の趣旨に関しては理解できるところもあるんですが、この請願事項の2点がなかなかメリット、デメリットあるところで賛否両論ある問題だと思います。これが市民大多数による願いということで出された請願であれば、もちろん市議会の総意としても意見書を提出すべきなんでしょうが、今回の請願ではそこはちょっと判断しかねるところでもあります。したがって、今回の請願に関しては不採択の立場をとらせていただきます。

以上です。

山崎委員長

ほかにございますか。

坂本委員。

坂本委員

私も反対の立場です。

やはり、読んでいまして、教職員の先生方、本当に大変だなというのはやはりもう、それは私も認識しているところなんですけど、ちょっとこの書き方が、やっぱり学校の先生大変だよと言っているのに、少人数学級を推進するとなると先生の数は増えちゃうんじゃないのかなと普通に考えちゃうんですけども、何か内容違うなという気がしているのと、あと、やはりだから教職員の数を増やすのであれば、やはり増やすなりのこの請願の内容にしたほうがいいのかというふうに考えていました。

あと、先ほどOECDの国際的な話が出たんですが、確かに就学前と高等学校なんかのお金も入っている比較なので、一概にはぱっとは言えないのかなというふうに思うんですね。公的資金、あくまで世界的に見れば低いのかもかもしれませんけれども、日本で考えると私的費用、自分たちでお金を払ってその分教育費に回しているという水準で、水準は保っているんだよということも書いてあるので、一概にその数字だけで言うというのはちょっと違うのかなというふうに思います。

やはり、公的資金を投入していくとなると、高齢者もいる社会の中で、じゃ、教育費だけどんどん上げていっていいのかという話になると、これはちょっとなかなかこう市の中で話をする内容ではなくなってくるのではないのかなというふうに考えます。そういった意味では今回の請願の内容、龍ヶ崎当市にとっても、当市独自の政策も行っておりますし、そういった意味では内容もちょっとおかしいのかなというところがあるので、今回の請願内容については反対の立場でしたいと思います。

以上です。

山崎委員長

ほかにございますか。

それでは、請願についてお諮りいたします。平成29年請願第3号 教育予算の拡充を求める請願につきましては、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

山崎委員長

賛成少数でございます。よって、平成29年請願第3号は不採択とすることに決しました。以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。これもちまして文教福祉委員会を閉会いたします。長時間にわたりご苦労さまでございました。